

令和4年度 公立大学法人京都市立芸術大学年度計画

中期計画	令和4年度 年度計画
<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 教育の内容と成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育の内容と成果の充実を図るための取組</p> <p>(ア) 学部教育に関する取組</p> <p>少人数教育の利点を活かし学びの質を高めるとともに、多様な実践的教育を通して学びの幅を広げる取組を進める。また、領域横断的な教育の推進はもとより、大学移転を見据え京都に集積する優れた資源を活用し、確かな技能、技術及び幅広い教養を修得させ、創造性と豊かな感性を併せ持った人材を育成する。また、実技と学科の有機的な連携をもとに、国際的視野に立った幅広い思考力、コミュニケーション能力や、自由で豊かな発想力の育成を目指し、カリキュラムの改善を図るなど、学部教育の充実に向けた各種取組を着実に進める。</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 教育の内容と成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育の内容と成果の充実を図るための取組</p> <p>(ア) 学部教育に関する取組</p> <p>No.1 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、感染防止に対策を講じたうえで可能な限り授業を対面で実施するとともに、対面授業と遠隔授業を効果的に組み合わせることで、学生が安心して学ぶことができる教育環境を整える。</p> <p>No.2 授業や講座等の講師として、京都に関わりがある研究者や作家、音楽家等を中心に、様々な分野で活躍している人材を招聘し、新型コロナウイルス感染症の状況下にあっても、多様な価値観や外部の刺激に触れる機会を提供することにより、学生の制作・演奏・研究等の可能性を広げる実践的な教育に取り組む。</p> <p>No.3 キャンパス移転後の美術・音楽両学部の合同授業、合同事業について、両学部の時間割やカリキュラム等の相違を踏まえ、移転後の施設を利用した授業・事業のあり方について、美術・音楽両学部の教務委員会及び令和4年度に設置予</p>

定の「全学教務委員会（仮）」で検討を行う。合わせて、移転後の学年暦、学内行事等や、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた講義形式等の検討を行う。

No.4 令和4年度に設置予定の「全学教務委員会（仮称）」や教職課程検討委員会を中心に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う介護等体験の代替措置等に係る対応や、法令等の改正（カリキュラム変更等）に係る対応を適切に行う。

また、教職課程の履修環境を向上させるため、令和3年度から導入した学務システムに、指導教員と学生が学修成果を振り返り、共有することのできる「教職ポートフォリオ機能」の付加を検討する。

No.5 教育・研究成果の発表の場である作品展や演奏会等について、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、学生が自らの創造性を生かし主体的に企画・実施できる環境を構築する。

作品展については、現キャンパスで実施する最後の作品展になることを踏まえ、美術学部広報委員会において各専攻の意見を適切に取りまとめて計画し実施する。また、移転後の実施形態については、引き続き美術学部将来構想委員会において検討を行う。

No.6 美術学部において、新型コロナウイルス感染症の状況下での効果的な実施方法を模索しながら、知の世界の広がりや芸術教育の有機的な連動を図る創造的な授業プログラムを推進する。

・ 「総合基礎実技」の授業において、学科教員の発案による課題を学科教員と

	<p>実技教員が連携して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「テーマ演習」において、学科教員・実技教員が専攻の枠を越えて協働し、横断的かつ実践的な授業を行う。 <p>No.7 令和3年度に受審した第3期認証評価の指摘事項を踏まえ、シラバスについて、より学修者本位のものとなるよう、令和3年度に引き続き、記載内容の改善を美術・音楽両学部の教務委員会及び令和4年度に設置予定の「全学教務委員会（仮称）」での検討等を踏まえ行うとともに、ウェブシラバスシステムについて必要となる見直しを行う。</p> <p>No.8 授業の内容が演奏会での教育研究活動の成果発表に結びついているかを検証し、教育効果を一層高めるための取組を行う。</p> <p>【令和4年度の対象】</p> <p>音楽学部：クリスマスチャリティコンサート</p>
<p>(イ) 大学院教育に関する取組</p> <p>質・水準ともに高度な専門的研究教育を通して、高度な技能、技術及び幅広い豊かな教養を修得させる。また、実践を重視した教育研究を推進するとともに、国際感覚を兼ね備え、次代の芸術文化を先導し社会に創造的な活力を与える優れた専門家を育成する。教育研究の更なる充実のため、時代の変化等に応じ、科目内容、指導体制、評価基準、運営体制等の検証を行い、各種取組を着実に進める。</p>	<p>(イ) 大学院教育に関する取組</p> <p>No.9 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、感染防止に対策を講じたうえで可能な限り授業を対面で実施するとともに、対面授業と遠隔授業を効果的に組み合わせることで、学生が安心して学ぶことができる教育環境を整える。</p> <p>No.10 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症の状況下においてもディプロマポリシーに則った学位授与を行うため、作品展示やリサイタル、論文等の学位審査を行うための実施形態について検討・実施する。</p>

	<p>No.11 知的財産権に関する研修会など，教職員や学生を対象とした研修を実施する。</p> <p>No.12 令和3年度に受審した第3期認証評価の指摘事項を踏まえ，シラバスについて，より学修者本位のものとなるよう，令和3年度に引き続き，記載内容の改善を美術・音楽両学部の教務委員会及び令和4年度に設置予定の「全学教務委員会（仮称）」での検討等を踏まえ行うとともに，ウェブシラバスシステムについて必要となる見直しを行う。</p> <p>No.13 大学院音楽研究科修士課程の新たな専攻細目としてハープを導入することについて，教務委員会を中心に引き続き検討を行う。</p>
<p>(ウ) 成績評価，学位授与を行うための取組</p> <p>成績評価基準及びディプロマ・ポリシーに基づく学位授与基準について検証し，必要に応じて改善を行うとともに学修の成果の把握に努める。</p>	<p>(ウ) 成績評価，学位授与を行うための取組</p> <p>No.14 令和3年度に受審した第3期認証評価の指摘事項を踏まえ，学修成果の把握やその活用を進めるため，学修成果に関するアンケートを全学的に実施するために必要なシステムの構築等について，美術・音楽両学部の教務委員会及び令和4年度に設置予定の「全学教務委員会（仮称）」で検討等を行う。</p>
<p>(エ) より優秀な学生の確保に向けた取組</p> <p>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき，芸術の専門教育を受けるにふさわしい適性や能力，意欲を，多面的・総合的に判断する入学者選抜を実施するとともに，効果的な入試情報の発信を図る。</p>	<p>(エ) より優秀な学生の確保に向けた取組</p> <p>No.15 令和4年度（令和3年度実施）入試結果に基づき，志願者の傾向等の分析・検証を行う。また，移転後の入試のあり方について，新しいキャンパスの設計図を基に，入試実施方法について引き続き検討する。</p> <p>No.16 本学受験者の主な出身地である近畿圏を対象としてより効果的な入試広報に取り組む。新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら，進学相談会への参加方法を検討するとともに，参加が難しい場合の代替案を検討する。令和3年度</p>

	<p>に作成・公開したウェブオープンキャンパス特設サイト等の検証を行い，令和4年度の開催方法を検討するとともに，今後のあり方について検討する。</p> <p>No.17 令和3年度に学部入試において導入したウェブ出願システムを大学院入試にも導入し，ミス等が生じないように十分なりハーサル等を実施したうえで，令和5年度（令和4年度実施）修士課程入試から運用を開始する。</p>
<p>(2) 教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育の実施体制の充実に向けた取組</p> <p>本学の理念に沿った質の高い教育を実施するため，指導体制の充実に努めるとともに，教育の質を向上させるための研究と実践に取り組む。また，大学移転を見据え，大学コンソーシアム京都をはじめ，他大学との連携による教育の実施体制の充実を検討する。</p>	<p>(2) 教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育の実施体制の充実に向けた取組</p> <p>No.18 令和4年度から新たに設けたティーチング・アシスタント制度を活用した教育を行うとともに，その活用結果について検証を行う。</p> <p>No.19 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ，他の音楽系大学と協力した演奏会等を開催する。</p> <p>【開催予定演奏会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アンサンブルの夕べ（6月） 2. 関西の音楽大学オーケストラフェスティバル（9月） 3. 関西の音楽大学吹奏楽フェスティバル（時期未定） <p>No.20 キャンパス移転後に大学コンソーシアム京都の単位互換事業に提供する科目について，美術・音楽両学部の教務委員会及び令和4年度に設置予定の「全学教務委員会（仮称）」で検討を行う。</p> <p>No.21 芸術資源研究センターのアーカイブ研究会や重点研究プロジェクトが行う活動への学生の参加，大学に関連する芸術資源の学生による利用促進，総合基礎</p>

	<p>実技等の専任教員等による講義など，センターを軸とした，学生への教育に関わる活動を引き続き行う。</p>
<p>イ 教育研究に必要な環境等の充実に向けた取組</p> <p>学生の自主的な学びの促進はもとより，質の高い教育研究水準の維持・確保に必要な機器等の更新・充実を図るとともに，キャンパス移転後の教育研究環境の在り方も見据えた上で，優れた芸術活動の実践や新たな芸術表現の創出に資する高機能な機材等の導入など，教育施設・環境の整備改善に努める。</p>	<p>イ 教育研究に必要な環境等の充実に向けた取組</p> <p>No.22 大学所有の楽器や機材をはじめ，教育研究に必要な設備・備品の更新やメンテナンス，移転を見据えた新たな機器の導入など，教育施設・環境の整備充実に努める。また，新型コロナウイルス感染症の対策のための遠隔授業等に必要な受講環境の整備に引き続き取り組む。</p> <p>No.23 芸術資源研究センターにおいて，デジタル資源の適正な保管・共有方法等に関する調査・検討を基に，検討内容の検証実験に向けた準備を進める。</p>
<p>(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学生生活充実のための取組</p> <p>学生を取り巻く社会環境の変化に的確に対応しながら，学生生活の充実を図るために，学生の自主的な学内外での活動支援や，心身の健康保持，経済面での支援を強化する。</p>	<p>(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学生生活充実のための取組</p> <p>No.24 学生が心身ともに健康な学生生活を送れるよう，特に新型コロナウイルス感染症について，学務システム（ポータルサイト）等を活用して必要な情報発信を行うとともに，教職員，学生相談室（カウンセラー），保健室（保健師）の密接な連携と情報の共有等により，引き続きサポートする。</p> <p>No.25 安心安全で充実した学生生活を送れるよう，学生向けのAED講習，防犯講習，キャンパス・ハラスメント講習を年1回以上開催するとともに，警察や弁護士会，司法書士会等の外部の団体と連携し，防犯講習や学生生活を送る上で必要となる法律知識などを身につける講習を開催する。また，地震防災対応マニュアルを活用し，防災知識の周知を図る。</p>

	<p>No.26 外部の奨学金等の応募を支援するため、情報を整理し、学務システム（ポータルサイト）や大学メール等を活用して周知する。また、昨年度に引き続き、高等教育の修学支援新制度に基づく給付奨学金及び授業料減免の制度について、支援を必要とする学生に対する周知を行うとともに、円滑な実施に取り組む。</p> <p>No.27 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、「京芸友の会」「未来の芸術家支援のれん百人衆」に寄せられた寄付金を活用し、学生の自主的な発表活動などを支援する。</p>
<p>イ キャリア支援のための取組</p> <p>社会情勢を踏まえながら、多様な生き方の提示や社会との結びつきの場の創出などを通じて、学生自身が進路を考えて選択する力を身につけられるよう、在学中のみならず卒業後も対象にキャリアデザインセンターにおける支援の取組を充実する。</p>	<p>イ キャリア支援のための取組</p> <p>No.28 学生自身が早い時期から進路を考える一助となる講演会等について、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ、対面とオンラインのハイブリッド型での開催を検討し、学生が安全な学生生活を送りながらキャリアに関する情報へアクセスできる環境の構築に努める。</p> <p>また、Zoom等、実際の就職活動で企業が使用しているウェブツールを使ってセミナー等を開催し、学生が様々なウェブツールを使用できるよう指導する。</p> <p>更に、「社会人マナー講座」や「アーティストのための確定申告入門講座」など、働くうえで知っておくべき基本的な知識やルールを学ぶ講座の開催を検討する。</p> <p>No.29 在学中だけでなく卒業後も活用することができるような、芸術活動・就職活動の垣根を越えた多様な進路を提示するセミナーや講演会、ワークショップ等</p>

	<p>について、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、対面とオンラインのハイブリッド型での開催を検討し、卒業生のキャリア支援につながる活動に取り組む。</p>
<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>教員の自由で多様な研究の更なる推進を図り、その成果を様々な機会を通じて社会に向け積極的に発信する。また、海外の大学との交流強化を推進する。</p> <p>日本伝統音楽研究センターにおいては、京都に集積する文化資源の利活用や伝統文化に関する研究機関等との交流・連携を通じて、研究活動の更なる充実を図るとともに、伝統音楽に関する情報共有・普及振興・交流拠点としての機能を高める。</p> <p>芸術資源研究センターにおいては、学内外の教員・学生・研究者・市民間の交流と連携を基盤としつつ、創造的活動を生み出す芸術資源についての研究を推進するとともに、その成果を広く社会・市民に発信し共有する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.30 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、教員は研究成果の発信としての展覧会、演奏会等に取り組むとともに、大学はその広報の充実を図る。</p> <p>No.31 日本伝統音楽研究センターにおいて、他の研究機関等との共同研究・共同企画を通じて交流・連携を深める。</p> <p>【交流・連携予定の研究機関等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際日本文化研究センター 等 <p>また、海外渡航の制限が解除された場合に備え、海外の研究機関等との情報交換に努める。</p> <p>(共同利用・共同研究拠点として認定された場合)</p> <p>国内外の関連研究者のコミュニティと連携・協力し、公募型共同研究及び公募型個人研究を実施する。</p> <p>海外を拠点とする研究者招聘プログラムを作り外国人等研究者を支援する。</p> <p>No.32 芸術資源研究センターの研究テーマである創造的なアーカイブについて、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、適宜工夫して研究会を開催(年4回程度)するなど、理論と実践についての基礎研究に引き続き取り組</p>

	<p>む。また、個別研究テーマごとの重点研究プロジェクトについても継続的に推進する。</p> <p>また、新キャンパスへの移転を控え、令和4年4月から令和6年3月末までの間、芸術資源研究センターにおいて、「沓掛キャンパス・アーカイビングセンター」及び「沓掛キャンパス・芸術資源循環センター」という名称の取組として、43年間にわたる沓掛時代の記録を作るとともに、移転準備段階で不要とされたものの再利用・交換・再活用につなげる。</p> <p>No.33 アーカイブの閲覧等に係る指針を基に、これまで重点研究プロジェクトで作成したアーカイブをセンター内で公開する方法の検討及び目録作成等の準備を引き続き進める。</p>
<p>(2) 研究への支援等に関する目標を達成するための措置</p> <p>学生及び教員による研究活動の充実を目指し、学内における研究環境の整備に努める。また、科学研究費をはじめとする外部資金制度の活用促進を図るために必要なサポートを行う。</p>	<p>(2) 研究への支援等に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.34 本学独自の特別研究助成を継続するとともに、科学研究費獲得のため令和2年度と令和3年度に試験的に導入した民間企業による資金獲得のサポート業務に係る検証を行いつつ、更に外部資金の獲得・活用のサポートをするなど、研究環境の整備に努める。</p>
<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学が有する知的資源を活用し、広く社会に対して芸術文化に触れ合う機会を提供し、幅広い世代を対象とした芸術文化の振興</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.35 日本伝統音楽研究センターにおいて、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら共同研究会などを開催し、その研究テーマとして「子どもに対する伝</p>

<p>に貢献する。</p>	<p>統音楽の教育方法」を引き続き取り上げ、研究成果を発信する。</p> <p>No.36 芸術資料館収蔵品に関する研究成果を発信するための企画展示を実施する。 (収蔵品展 5回, 150日程度)</p> <p>No.37 ギャラリー@KCUAにおいて、引き続き企画展、申請展などの展覧会を開催する。</p> <p>【実施予定の展覧会 (9回開催予定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画展 (4回), 申請展 (4回), 同窓会展 <p>No.38 展覧会や演奏会、講座・セミナー等について、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ実施する。令和2年度から開催している、特別演奏会「オーケストラ協演の夕べ」については、音楽学部70周年を踏まえた内容のものとして実施する。</p>
<p>(2) 学外連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育機関・文化芸術機関等との連携推進に係る取組</p> <p>小・中・高等学校や他大学等の教育機関や文化芸術機関等との連携により、芸術に携わる次世代の育成に貢献するとともに、京都の伝統文化の継承や芸術文化の裾野を広げることに貢献する。</p>	<p>(2) 学外連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育機関・文化芸術機関等との連携推進に係る取組</p> <p>No.39 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、芸術文化の裾野を広げるため、小中高等学校との連携を深める。特に、キャンパス移転後を見据え、京都市立京都堀川音楽高校及び京都市立銅駝美術工芸高校との今後の協力関係の充実に取り組む。また、一般社団法人「京都子どもの音楽教室」との連携を継続する。加えて、芸術教育に関する共同研究を継続する。</p> <p>No.40 他大学との連携を深め、教育内容の充実及び人材育成の向上を目指す。</p> <p>No.41 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、学生に実践的な学びの場を</p>

提供するため、京都市交響楽団との連携協定に基づき、京都市交響楽団の演奏会への学生の出演などに取り組む。

No.42 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、京都市内の文化芸術機関等と連携し、演奏会等の継続実施に取り組む。

【実施予定の演奏会等】

- ・ 京都コンサートホール：定期演奏会（7月，12月）
- ・ 西文化会館ウエスティ：ウエスティ音暦（6月，11月）
- ・ 北文化会館：文化会館コンサート（11月，2月）
- ・ 京都市立京都堀川音楽高校：クリスマスチャリティーコンサート（12月）
- ・ 京都国立近代美術館：ホワイエコンサート（5月，11月）
- ・ 京都府立府民ホールアルティ：ピアノフェスティバル（6月），卒業演奏会（3月）
- ・ 京都市内の大学ミュージアム：京都・大学ミュージアム連携

No.43 （再掲）日本伝統音楽研究センターにおいて、他の研究機関等との共同研究・共同企画を通じて交流・連携を深める。

【交流・連携予定の研究機関等】

- ・ 国際日本文化研究センター 等

また、海外渡航の制限が解除された場合に備え、海外の研究機関等との情報交換に努める。

	<p>(共同利用・共同研究拠点として認定された場合)</p> <p>国内外の関連研究者のコミュニティと連携・協力し、公募型共同研究及び公募型個人研究を実施する。</p> <p>海外を拠点とする研究者招聘プログラムを作り外国人等研究者を支援する。</p>
<p>イ 産学連携の推進に係る取組</p> <p>研究事業の受託を通じて企業等と連携することにより、教育研究の成果を社会に発信するとともに、伝統産業をはじめとする地域の産業発展に貢献する。</p>	<p>イ 産学連携の推進に係る取組</p> <p>No.44 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、京都市内外の企業等から依頼される作品やデザイン制作等の産学連携事業に継続して取り組む。</p>
<p>ウ 地域連携の推進に係る取組</p> <p>地域の各種団体等との連携を推進し、大学の資源や教育研究の成果を地域に発信することにより、芸術文化によるまちづくりに貢献する。</p>	<p>ウ 地域連携の推進に係る取組</p> <p>No.45 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、各地域との事業に取り組み、連携強化を図る。</p> <p>【実施予定】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下京区ふれ愛ひろば等への参加 2. 下京渉成小学校，境谷小学校でのレジデンスの実施 3. カザラッカコンサートの実施 4. 西文化会館ウエスティ，北文化会館での演奏会の実施 5. 崇仁エリアマネジメントへの参加 6. 移転PR事業の実施
<p>(3) 国際化の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 国際交流の充実に向けた取組</p>	<p>(3) 国際化の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 国際交流の充実に向けた取組</p>

<p>交流協定締結校をはじめ、海外の優れた大学との活発な連携による教員間・学生間の交流の充実や、海外アーティストの招聘等を通じて本学の国際化を促進する。</p>	<p>No.46 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、令和2年度に策定した「京都市立芸術大学 国際化方針 2020」に基づき、学生間、教員間の国際交流促進のための取組を推進する。併せて、同年度に採択された「京グローバル大学」促進事業の補助金を活用し、新規事業としてのサマースクールの企画調査を含む、全学及び各部局での具体的な取組の検討を進める。また、令和2年度に作成した国際交流ウェブサイトを活用し、交換留学を希望する外国人学生に英語の情報を、本学学生に対し交換留学への関心を高める情報を適時に発信するとともに、交流締結校の拡充と更なる連携強化につなげる。さらに、京都市内にある様々な芸術拠点や発表場所があること、またそうした場所で様々な催しが寸断なく展開されていることなど、「文化芸術都市・京都」の魅力発信も同時に行う。</p> <p>No.47 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、本学からの派遣留学生及び海外からの受入留学生の成果を発表する機会を引き続き設けるために、留学生展を2回学内で開催し、留学生と日本人学生との交流の促進を図る。</p> <p>No.48 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、オンラインでの配信も含め、国際的に活躍する講師を招聘し、特別授業を実施する。</p>
<p>イ 留学支援のための取組</p> <p>協定校への派遣留学をはじめ、学生が海外留学を通して学び成長する機会を提供しサポートする。</p> <p>また、留学生の学びの充実と日本での生活上の安心安全を確保するため、学外機関と協力して留学生のサポート体制を強化す</p>	<p>イ 留学支援のための取組</p> <p>No.49 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合に備え、協定締結校に関する情報提供の充実など派遣留学の促進に努め、派遣学生に対し、危機管理、生活上の情報提供等のサポートを行う。</p> <p>No.50 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合に備え、留学生受入れの</p>

<p>る。</p>	<p>際、日本での留學生活の立ち上げがスムーズに進むよう情報提供等のサポートを行うとともに、継続した日本語講座の開講、教員との協力体制の強化など、学内のサポート体制の充実を図る。また、職員の国際交流事務への従事を円滑にするため、英会話習得の支援を検討する。</p>
<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織の見直しと経営の効率化に関する目標を達成するための取組</p> <p>教育内容、教育方法及びカリキュラム編成への的確な対応はもとより、大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に対応するため、理事会のリーダーシップの下、組織の枠を超えた全学的な視点から、適宜、組織の再編や学内資源の再配分など、計画的、機動的な組織運営を行う。</p> <p>また、常に業務の見直しを行い、効率的かつ合理的な事務執行を推進する。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織の見直しと経営の効率化に関する目標を達成するための取組</p> <p>No.51 理事長のリーダーシップの下、理事会を中心として法人・大学の様々な課題に対応するとともに、キャンパス移転等を見据えた組織体制や大学の在り方について検討を進める。また、新型コロナウイルス感染症については、情報収集に努め、迅速・的確な対応を行い、学生の学修機会を確保しつつ、学内で感染が広がることのないよう対策を行う。</p> <p>No.52 五芸大、公立大学協会等との連携を継続し、研修会や会議に参加し、大学運営に係る各種情報の共有に努める。</p> <p>No.53 新型コロナウイルス感染症への対策として導入したリモート会議など、Google Workspaceを活用した業務の効率化に引き続き取り組むとともに、移転を見据えた業務の見直しを推進する。</p>
<p>2 組織力の向上に関する目標を達成するための取組</p> <p>大学の理念に基づく教育研究活動及び運営を支えるため、人事</p>	<p>2 組織力の向上に関する目標を達成するための取組</p> <p>No.54 教育研究・業務の特性に応じた多様な人材を採用するとともに、新型コロナウ</p>

<p>制度等について必要な見直しを図る。</p> <p>また、中長期的な展望に立った人材の採用・育成を通じて、教職員個々の意欲・能力を高め、組織力の向上に繋げる。</p>	<p>ウイルス感染症の収束後の社会やライフスタイル等の変化に応じた教職員の柔軟な働き方の実現に向けて、制度の見直しや充実を図る。</p> <p>No.55 学内の研修はもとより、外部機関が実施する講座等の情報収集に努め、積極的な受講を勧奨するなど、教職員一人一人の意欲・能力の向上に取り組む。</p>
<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 外部資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>法人運営の安定性と自律性を確保するため、外部研究資金や寄付金等自己収入の増加に向けた取り組みを強化する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 外部資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.56 令和5年度に予定している大学移転を見据え、全学を挙げて移転整備募金の獲得に取り組む。企業・法人に対する取組を一層強化するとともに、講演会・同窓会や、「京芸友の会」へのこれまでの寄付者等、あらゆる関係者に対して、引き続き寄付の依頼を行う。</p> <p>また、「未来の芸術家支援のれん百人衆」についても、支援期間が終了する企業に対して、引き続き継続的な支援をお願いするとともに、新たな寄付者の獲得に努める。</p> <p>No.57 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、産学連携に積極的に取り組み、企業と連携した事業の実施や受託研究事業費など、外部資金の獲得に努める。</p>
<p>2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>業務運営や事務体制を絶えず見直すとともに、業務内容の精査・点検に努め、効率的かつ効果的な経費執行に努める。</p>	<p>2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.58 物品等の調達に係る契約手法や契約の在り方について見直しを行い、業務内容の点検を実施する。（入札案件拡充、立替払い案件の低減 など）</p>

	<p>No.59 第3期財政計画の策定に向け、現在の京都市の危機的財政状況も踏まえた、キャンパス移転後も持続可能で自律的な大学運営に向けた検討を行う。</p>
<p>3 資産の適正な管理と有効活用に関する目標を達成するための措置</p> <p>資産の適正な管理及び有効活用を図る。</p>	<p>3 資産の適正な管理と有効活用に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.60 複数事業者比較による最適かつ有利な大口定期運用や、資産の有効活用について検討する。</p> <p>No.61 循環照合（複数年をかけた収蔵品の照合）及び附属図書館の蔵書点検を実施する。</p> <p>【循環照合実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術資料館（令和4～令和6年度計画分） ・ 日本伝統音楽研究センター資料室（令和4～5年度計画分） <p>No.62 （再掲）芸術資料館収蔵品に関する研究成果を発信するための企画展示を実施する。（収蔵品展5回，150日程度）</p> <p>No.63 附属図書館において、引き続き企画展示（年10回程度）、貸出推進企画（年5回程度）、推薦図書紹介、書庫見学会等を実施するなど、学生の利用促進を図る。</p>
<p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>中期計画・年度計画に対する自己点検・評価を着実にを行うとと</p>	<p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.64 令和3年度の年度計画の実施状況について、自己点検・評価を行う。</p>

<p>もに、評価結果を速やかに公表することで、透明性の高い法人運営に努める。</p> <p>また、第2期中期計画期間中に受審する認証評価に的確に対応するため、全学的な内部質保証システムを見直し、学内における業務運営のPDCAサイクルの確立を目指す。</p>	<p>また、第2期中期計画の見込評価を行い、その結果を踏まえ、令和4年度の取組を進めるとともに、第2期中期計画の最終年度となる令和5年度の年度計画を策定する。更に、令和6年度からの第3期中期目標期間に向け、京都市と連携して課題整理等を行い、新たな中期計画の検討を進める。</p> <p>なお、京都市評価委員会による評価結果については、速やかにホームページに公表する。</p> <p>No.65 令和3年度に受審した第3期認証評価での指摘事項について、速やかに対応を進める。</p> <p>また、全学的な教育の質保証を進めるために、学内における業務運営のPDCAサイクルの確立に向けて、自己点検・評価の実施体制を整備するとともに、実施内容や実施方法等を検討する。</p>
<p>2 広報の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>教育、研究を中心とする活動状況を積極的に発信し、大学の取組に対する理解の促進及び広範な支援の獲得に繋げる。また、迅速かつ効果的な広報を行うことができるよう、事務局広報体制の見直しを図り、情報発信力を強化する。</p>	<p>2 広報の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.66 令和3年度に設置した「広報強化リーダー」の下、大学の知名度の向上や、大学の教育研究活動やキャンパス移転等への理解の促進、優秀な入学志願者の確保等のため、ホームページやSNS、大学案内等の広報冊子、動画配信など様々な広報媒体により情報発信に取り組む。</p> <p>No.67 大学のロゴマークの一般募集を行い、選考委員会等による選考を経て決定する。</p> <p>No.68 創立130年からの10年についての10年略史を作成する。</p>
<p>第5 キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標を達成する</p>	<p>第5 キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標を達成するための措置</p>

<p>ための措置</p> <p>平成35年度に予定しているキャンパス移転が円滑に進捗し、完了できるよう必要となる様々な事案に適宜取り組む。</p> <p>また、移転を見据え、学内各附属施設等の担う機能・役割を再考し、様々な芸術資源や教育研究成果等を基軸とする新たな機構「創造連環機構」(Com Path Cross) (仮称)を構想し、本学独自の「知と創造のありか」の探求及び教育・研究・創造の連携を図る。</p> <p>移転が完了するまでの間、移転の機運を持続して高めるとともに、地域との交流を深めるため、移転整備プレ事業を展開する。</p>	<p>No.69 令和5年度の移転に向けて、各機関で必要な物品及び共通して必要な物品について精査を行い、購入するものについては予算を確保し、発注の準備を進める。また、各機関において、移転後も確実に教育研究や業務を継続できるよう、万全の準備を行う。</p> <p>No.70 移転計画策定業者と協力し、学内の全ての施設における物品等についての移転計画の策定に取り組む。</p> <p>No.71 ホームページやSNS等のあらゆる媒体を活用した移転の広報発信とともに、演奏や作品展示などにより京都芸大と大学移転をアピールする移転整備プレ事業に取り組む。</p> <p>また、令和2年度、令和3年度に引き続き、移転1年前となる令和4年秋に、京都駅ビルを中心に、JR西日本とも協力し、京都市民だけでなく、広く京阪神の鉄道利用者に向けた移転のPR活動に取り組む。</p> <p>No.72 令和5年度の移転に向けて、沓掛キャンパスで行うことが最後となる事業を着実に実施するとともに、新キャンパスでのオープニングイベントについて検討を行う。</p>
<p>第6 その他の業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>移転までの間、既存施設の維持管理を適正、合理的に実施す</p>	<p>第6 その他の業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.73 大学施設について、令和5年度の移転に留意しつつ、良好な教育研究環境を</p>

<p>る。また、キャンパス移転後を見据え、最適な維持管理に向けた検討を行う。</p>	<p>確保するため、必要な修理・修繕を行う。</p> <p>No.74 (再掲) 大学所有の楽器や機材をはじめ、教育研究に必要な設備・備品の更新やメンテナンス、移転を見据えた新たな機器の導入など、教育施設・環境の整備充実に努める。また、新型コロナウイルス感染症の対策のための遠隔授業等に必要な受講環境の整備に引き続き取り組む。</p>
<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>全ての学生及び教職員が安全で安心して学び、働ける環境を確保するため、全学的な安全管理体制を強化する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.75 産業医による法定の職場巡視(月1回)を実施し、安全衛生委員会を定期的に開催するなど、関係法令を踏まえた安全な学内環境の形成を推進する。</p> <p>No.76 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に従い、感染予防対策を継続するとともに、状況に応じて適切な対応を検討・実施し、安全な学内環境の形成を推進する。</p> <p>No.77 地震等の危機発生時の業務継続計画及び具体的な行動マニュアルの整備に加え、新型コロナウイルス感染症に関する国や自治体から発信される通知や情報を収集し、本学の指針や行動マニュアルの見直しを行う。</p> <p>No.78 教職員の心身の健康を維持するため、定期健康診断の受診率向上に向けた取組やストレスチェックの実施と実施後のフォロー等を着実にを行う。</p> <p>No.79 繁忙な状況が続く職員が生じた場合は、特に心身の状態に注意し、必要に応じて産業医等の面接指導を勧めるなど、健康管理サポート体制の充実に検討する。</p>
<p>3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法</p>	<p>3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>No.80 教職員に法令や学内規程等の遵守を徹底させるため、サービスや経理事務に関す</p>

<p>人運営のために、教職員に対し、法令や学内規程等の遵守及び人権尊重の徹底を図る。</p>	<p>る研修や啓発等の取組を実施する。 No.81 互いの人権を尊重し、全ての教職員が働きやすく風通しのよい職場環境の実現に向けて、全学的に取り組む。</p>
--	---

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

予定なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第11 その他

1 施設・設備に関する計画

第5「キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標を達成するための措置」及び第6 1「施設設備の整備等に関する目標を

達成するための措置」に記載のとおり。

2 人事に関する計画

第2-2「組織力の向上に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。

(別紙)

第7 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1 予算

令和4年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,594
補助金収入	27
授業料等収入	694
受託研究等収入及び寄附金等	50
その他収入	21
目的積立金取崩	18
計	2,404
支出	
人件費	1,762
教育研究費	407
受託研究費等及び寄附金事業等	50
一般管理費	185
計	2,404

注) 退職手当については, 公立大学法人京都市立芸術大学職員退職手当支給規程の規定に基づき支給し, 当該年度において所要額が運営費交付金として財源措置される。

2 収支計画

令和4年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,400
經常費用	2,400
業務費	2,200
教育研究経費	388
受託研究等経費	50
人件費	1,762
一般管理費	185
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	15
臨時損失	0
収入の部	2,400
經常収益	2,382
運営費交付金収益	1,575
補助金等収益	27
授業料等収益	694
受託研究等収益（寄附金等を含む）	50
雑益	21
資産見返負債戻入	15
資産見返運営費交付金等戻入	13
資産見返補助金戻入	1
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	0
目的積立金取崩	18

3 資金計画

令和4年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,930
業務活動による支出	2,383
投資活動による支出	119
財務活動による支出	2
次年度への繰越金	426
資金収入	2,930
業務活動による収入	2,386
運営費交付金収入	1,594
補助金収入	27
授業料等収入	694
受託研究等収入	50
その他収入	21
投資活動による収入	100
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	444

注) 前年度からの繰越金及び次年度への繰越金は、奨学基金、芸術教育振興基金及び目的積立金等である。